

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	その他の 当 手 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	2		26,520	10,736 (3.35)			145	37,401	5,414	42,815	
	議 員	37	344,186		139,314 (3.35)				483,500	50,087	533,587	
	その他の 特別職	53	43,283	22,213	8,598	116		187	74,397	5,661	80,058	
	計	92	387,469	48,733	158,648	116		332	595,298	61,162	656,460	
前年度	長 等	2		26,520	10,896 (3.40)			147	37,563	5,301	42,864	
	議 員	37	344,186		141,393 (3.40)				485,579	52,579	538,158	
	その他の 特別職	53	43,310	21,992	8,725	110		430	74,567	5,725	80,292	
	計	92	387,496	48,512	161,014	110		577	597,709	63,605	661,314	
比 較	長 等				△ 160			△ 2	△ 162	113	△ 49	
	議 員				△ 2,079				△ 2,079	△ 2,492	△ 4,571	
	その他の 特別職		△ 27	221	△ 127	6		△ 243	△ 170	△ 64	△ 234	
	計		△ 27	221	△ 2,366	6		△ 245	△ 2,411	△ 2,443	△ 4,854	

2 一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,358) 12,703	1,927,965	53,744,101	43,369,772	99,041,838	17,979,718	117,021,556	
前 年 度	(1,302) 12,606	2,215,224	53,451,938	43,165,934	98,833,096	18,245,769	117,078,865	
比 較	(56) 97	△ 287,259	292,163	203,838	208,742	△ 266,051	△ 57,309	

( ) 内は、短時間勤務職員 (外数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	へ き 地 当 手 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	
		本 年 度	1,270,781	1,607,175	650,598	50,257	857,690	63,816	574,620	1,945	46,310	2,274,968	302,266	20,519
		前 年 度	1,292,130	1,594,633	622,628	53,117	924,174	55,320	605,685	1,837	45,766	2,271,721	306,188	16,340
		比 較	△ 21,349	12,542	27,970	△ 2,860	△ 66,484	8,496	△ 31,065	108	544	3,247	△ 3,922	4,179
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	義 務 教 育 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	私 服 代 料 (千円)	
		本 年 度	21,361	5,034	1,030,721	12,669,933	9,183,570	84,060	464,130	33,585	94,961	8,565	12,036,554	16,353
		前 年 度	21,362	3,317	1,023,462	12,567,114	9,192,753	84,354	463,224	33,236	94,816	8,535	11,867,584	16,638
		比 較	△ 1	1,717	7,259	102,819	△ 9,183	△ 294	906	349	145	30	168,970	△ 285

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	292,163	給与改定に伴う 増 減 分			給与改定の状況 前年度 給与の改定率 0.0 %
		昇給に伴う 増 加 分	720,738		
		その他の増減分	△ 428,575	人 員 増 分 492,275 新陳代謝等分 △ 920,850	
職員手当	203,838	制度改正に伴う 増 減 分	△ 246,232	期 末 手 当 △ 246,232	○ 期末手当 改定前 改定後 6月支給分 1.30月 1.275月 12月支給分 1.30月 1.275月
		その他の増減分	450,070		

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和3年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	338,669	440,472	323,992	334,228	371,173	312,771	360,071	349,569	439,183	322,879	365,676
	平均給与 月額(円)	411,675	882,685	361,446	429,813	429,569	395,822	428,228	405,967	471,993	436,428	418,745
	平均年齢 (歳)	43.57	44.56	41.83	40.43	45.01	37.83	45.10	43.68	50.14	37.42	53.41
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和2年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	340,320	441,042	321,785	345,966	370,935	297,268	362,051	354,758	436,103	321,904	364,309
	平均給与 月額(円)	410,628	909,891	360,827	389,377	424,680	385,598	430,615	409,470	469,759	428,384	415,206
	平均年齢 (歳)	43.62	47.94	42.16	42.10	44.80	36.21	44.71	43.98	49.14	37.43	53.09

## イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)	
高 校 卒	156,061									185,077	158,580	
大 学 卒	190,115	274,500	196,160	219,735	207,041	195,958	212,381	212,381	224,974	217,418		
区 分	国 の 制 度											
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)				教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	150,600		151,000								173,400	147,900
大 学 卒	182,200	249,800	188,400	212,600	198,200	188,000			216,400	211,400		

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 3年 1月 1日 現在	1 級	( ) 328	( ) 9.4	( ) 6	( ) 33.3	( ) 2	( ) 5.0	( )	( )	( )	( )	( ) 3	( ) 6.4	( ) 137	( ) 6.3	( ) 60	( ) 1.3	( )	( )	( ) 273	( ) 16.3	( )	( )
	2 級	( ) 428	( ) 12.3	( ) 3	( ) 16.7	( ) 6	( ) 15.0	( ) 6	( ) 12.8	(5) 48	(100.0) 24.5	( ) 21	( ) 44.7	(7) 1,917	(100.0) 88.3	(97) 3,981	(100.0) 86.6	( ) 1	( ) 14.3	( ) 292	( ) 17.5	( )	( )
	特2級													( ) 4	( ) 0.2	( ) 30	( ) 0.7						
	3 級	(88) 535	(98.9) 15.3	( ) 8	( ) 44.4	( ) 7	( ) 17.5	( ) 6	( ) 12.8	( ) 108	( ) 55.1	(2) 4	(100.0) 8.5	( ) 72	( ) 3.3	( ) 281	( ) 6.1	( ) 4	( ) 57.1	( ) 393	( ) 23.5	(5) 71	(100.0) 100.0
	4 級	( ) 692	( ) 19.8	( ) 1	( ) 5.6	(1) 8	(100.0) 20.0	( ) 7	( ) 14.9	( ) 40	( ) 20.4	( ) 14	( ) 29.8	( ) 41	( ) 1.9	( ) 246	( ) 5.3	( ) 2	( ) 28.6	( ) 371	( ) 22.2	( ) 71	( ) 100.0
	5 級	( ) 499	( ) 14.3			( ) 15	( ) 37.5	( ) 23	( ) 48.9	( )	( )	( ) 5	( ) 10.6					( )	( )	( ) 216	( ) 12.9		
	6 級	( ) 845	( ) 24.2			( ) 2	( ) 5.0	( ) 5	( ) 10.6			( )	( )							( ) 46	( ) 2.8		
	7 級	(1) 78	(1.1) 2.2			( )	( )	( )	( )											( ) 55	( ) 3.3		
	8 級	( ) 65	( ) 1.9																	( ) 13	( ) 0.8		
	9 級	( ) 20	( ) 0.6																	( ) 11	( ) 0.7		
計	(89) 3,490	(100.0) 100.0	( ) 18	( ) 100.0	(1) 40	(100.0) 100.0	( ) 47	( ) 100.0	(5) 196	(100.0) 100.0	(2) 47	(100.0) 100.0	(7) 2,171	(100.0) 100.0	(97) 4,598	(100.0) 100.0	( ) 7	( ) 100.0	( ) 1,670	( ) 100.0	(5) 71	(100.0) 100.0	

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2年 1月 1日 現在	1 級	( ) 299	( ) 8.6	( ) 3	( ) 17.7	( ) 4	( ) 8.2	( )	( )	( )	( )	( ) 5	( ) 8.2	( ) 117	( ) 5.4	( ) 24	( ) 0.5	( )	( )	( ) 264	( ) 15.8	( )	( )
	2 級	( ) 437	( ) 12.6	( ) 4	( ) 23.5	( ) 9	( ) 18.4	( ) 3	( ) 5.8	(4) 46	(100.0) 23.4	( ) 29	( ) 47.5	(7) 1,938	(100.0) 89.4	(70) 4,026	(100.0) 87.3	( ) 1	( ) 14.3	( ) 299	( ) 18.0	( )	( )
	特2級													( ) 4	( ) 0.2	( ) 30	( ) 0.7						
	3 級	(89) 530	(100.0) 15.2	( ) 9	( ) 52.9	( ) 6	( ) 12.2	( ) 10	( ) 19.2	( ) 111	( ) 56.3	(2) 8	(100.0) 13.1	( ) 70	( ) 3.2	( ) 282	( ) 6.1	( ) 4	( ) 57.1	( ) 395	( ) 23.7	( ) 1	( ) 1.3
	4 級	( ) 698	( ) 20.1	( ) 1	( ) 5.9	( ) 11	( ) 22.5	( ) 9	( ) 17.3	( ) 40	( ) 20.3	( ) 14	( ) 23.0	( ) 39	( ) 1.8	( ) 247	( ) 5.4	( ) 2	( ) 28.6	( ) 361	( ) 21.7	( ) 79	( ) 98.7
	5 級	( ) 474	( ) 13.6			( ) 18	( ) 36.7	( ) 23	( ) 44.2	( )	( )	( ) 5	( ) 8.2					( )	( )	( ) 229	( ) 13.7		
	6 級	( ) 875	( ) 25.1			( ) 1	( ) 2.0	( ) 7	( ) 13.5			( )	( )							( ) 41	( ) 2.5		
	7 級	( ) 92	( ) 2.6			( )	( )	( )	( )											( ) 52	( ) 3.1		
	8 級	( ) 52	( ) 1.5																	( ) 15	( ) 0.9		
	9 級	( ) 24	( ) 0.7																	( ) 10	( ) 0.6		
	計	(89) 3,481	(100.0) 100.0	( ) 17	( ) 100.0	( ) 49	( ) 100.0	( ) 52	( ) 100.0	(4) 197	(100.0) 100.0	(2) 61	(100.0) 100.0	(7) 2,168	(100.0) 100.0	(70) 4,609	(100.0) 100.0	( ) 7	( ) 100.0	( ) 1,666	( ) 100.0	( ) 80	( ) 100.0

( )内は、短時間勤務職員 (外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	職務の級	基 準 と な る 職 務 の 内 容
一 般 行 政 職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

## エ 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,909	3,490	4,598	2,171	1,670	71	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,489	2,889	3,532	1,507	1,506	55	
	号給数別内訳	1号給 (人)	521	83	334	80	21	3
		2号給 (人)	175	80	53	11	30	1
		3号給 (人)	669	131	373	103	62	
		4号給 (人)	5,677	1,878	1,899	859	998	43
		5号給 (人)	1,805	472	871	454	1	7
		6号給 (人)	532	222	2		307	1
		7号給 (人)	2	1			1	
		8号給 (人)	108	22			86	
比 率 (B) / (A) (%)	73.5	82.8	76.8	69.4	90.2	77.5		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,778	3,481	4,609	2,168	1,666	80	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,221	2,895	3,312	1,468	1,485	61	
	号給数別内訳	1号給 (人)	473	103	293	52	22	3
		2号給 (人)	136	82	15	3	34	2
		3号給 (人)	401	102	201	45	53	
		4号給 (人)	5,784	1,888	1,976	895	979	46
		5号給 (人)	1,845	534	827	473	1	10
		6号給 (人)	474	158			316	
		7号給 (人)	4	2			2	
		8号給 (人)	104	26			78	
比 率 (B) / (A) (%)	72.2	83.2	71.9	67.7	89.1	76.3		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	
前 年 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.350) 4.500	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	

( )内は、再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	大 阪 市	八 王 子 市	静 岡 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	2.75	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,703	36	4	1	1	17
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 6.0	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0

給 与 費 明 細

## ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	1.0	0.2	0.9	1.3	2.6	0.7
支給対象職員の比率(%) (3年1月1日現在)	33.8	12.0	32.7	40.6	78.6	35.4
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

## ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
扶養手当	同 じ						
住居手当	同 じ						
通勤手当	異 なる			国	本 県		
		交通機関	全額支給限度額	55,000円	55,000円		
			上記金額を超える場合の½加算額		55,000円を超える部分½加算		
			最高支給限度額	55,000円			
		交通用具使用			<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円 ・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離 区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する 四輪車の最低の手当額を適用	・片道5km未満 3,000円 ・片道5km以上(上限81km)は、2km毎の距離 区分に応じ、次の算定方法により算出 (例)片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額)=1kmに要する費用×通勤回数×2
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	(例)片道5km以上10km未満の手当額 =四輪車の片道5kmの手当額	
		10 km 以 上	7,100円~31,600円				
		併用者	全額支給限度額	55,000円	交通機関利用部分、交通用具使用部分のそれぞれについて、上記算定方法により算出した額を合算した額		
			上記金額を超える場合の½加算額				
最高支給限度額	55,000円						
高速道路等利用		(国) 高速道路等利用料金の½を支給(上限20,000円) (県) 高速道路等利用料金の½を支給(上限無し)					
駐車場利用		(国) 無し (県) 月当たりの駐車利用料金の½を支給(上限3,000円)					

継続費についての令和元年度末までの支出額、令和2年度末までの支出額  
及び令和3年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和元 年度末 までの 支出額	令和2 年度末 までの 支出額	令和3 年 度 支 出 予定額	令和3 年度末 までの 支 出 予定額	令和4 年 度 以 降 支 出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般 財源
					特定財源										
					国庫 支出金	県 債	その他								
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 水 産 業 費	総 合 農 業 技 術 セ ン ター 再 整 備 事 業 費	令 和 3 年 度	525,787		473,000		52,787			525,787	525,787		55	
			令 和 4 年 度	426,916		384,000		42,916				426,916			
			計	952,703		857,000		95,703		525,787	525,787	426,916		55	
7 商 工 費	1 商 工 費	産 業 技 術 セ ン ター 高 度 技 術 開 発 棟 移 設 事 業 費	令 和 2 年 度	161,937			149,597	12,340		161,937		161,937		8	
			令 和 3 年 度	1,691,492			1,562,600	128,892			1,691,492	1,691,492		84	
			令 和 4 年 度	151,306			146,681	4,625				151,306			
			計	2,004,735			1,858,878	145,857		161,937	1,691,492	1,853,429	151,306	92	
	2 観 光 費	北 岳 山 荘 改 修 費	令 和 3 年 度	192,741		143,000		49,741			192,741	192,741		42	
			令 和 4 年 度	263,162		165,000		98,162				263,162			

継 続 費

			計	455,903		308,000		147,903			192,741	192,741	263,162	42
10 教育費	4 高等学校等費	峡南地域 単位制・総合制 高校建設事業費	平成 30年度	328,974	9,299	233,000		86,675	328,974			328,974		7
			令和 元年度	3,552,916	186,584	2,510,000		856,332		3,552,916		3,552,916		71
			令和 2年度	268,357		199,000		69,357			268,357	268,357		5
			令和 3年度	819,321		594,000		225,321					819,321	16
			令和 4年度	20,862		15,000		5,862					20,862	
			計	4,990,430	195,883	3,551,000		1,243,547	328,974	3,552,916	268,357	4,150,247	840,183	99

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出(見込)額		令和3年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
国際交流センターの管理について協定を締結	147,311	令和元年度から 令和2年度まで	73,423	令和3年度から 令和4年度まで	73,888	使用料 6,344 県 費 67,544
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	300,908			令和3年度から 令和6年度まで	300,908	国庫支出金 240 県 費 300,668
飯田野球場の管理について協定を締結	31,765	令和元年度から 令和2年度まで	15,836	令和3年度から 令和4年度まで	15,929	県 費 15,929
八代射撃場の管理について協定を締結	21,235	令和元年度から 令和2年度まで	10,591	令和3年度から 令和4年度まで	10,644	県 費 10,644
八代射撃場の管理について変更協定を締結	596			令和3年度から 令和4年度まで	596	国庫支出金 30 県 費 566
八ヶ岳スケートセンターの管理について協定を締結	191,910	令和元年度から 令和2年度まで	96,471	令和3年度から 令和4年度まで	95,439	県 費 95,439
男女共同参画推進センターの管理について協定を締結	541,305	令和元年度から 令和2年度まで	269,837	令和3年度から 令和4年度まで	271,468	県 費 271,468
平成24年度に銀行その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	8,795,000 千円 を限度として貸付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成24年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和4年度まで	8,795,000 千円 を限度として貸付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費

同上 (令和3年度)	6,459,072千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			令和3年度から 令和4年度まで	6,459,072千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
リニア見学センターの管理につ いて変更協定を締結	75,666			令和3年度から 令和4年度まで	75,666	国庫支出金 384 県費 75,282
リニアやまなしビジョン実証実験 サポート事業について委託契約を 締結	12,000			令和3年度から 令和4年度まで	12,000	国庫支出金 6,000 県費 6,000
企業等の最先端技術、新製品の 実証実験(リニアやまなしビジョ ン実証実験サポート事業)に対し 助成	30,000			令和3年度から 令和4年度まで	30,000	国庫支出金 15,000 県費 15,000
庁内託児所の運営について委託 契約を締結	20,916			令和3年度から 令和5年度まで	20,916	諸収入 1,440 県費 19,476
新税務システム機器等の賃借につ いて契約を締結	84,357	令和元年度から 令和2年度まで	24,913	令和3年度から 令和6年度まで	58,129	県費 58,129
新税務システム機器等の賃借につ いて変更契約を締結	1,385	令和2年度中	308	令和3年度から 令和6年度まで	1,077	県費 1,077
新税務システムの改修について委 託契約を締結	47,168			令和3年度から 令和4年度まで	47,168	県費 47,168
自動車税納税通知書の印刷等につ いて委託契約を締結	9,865			令和3年度から 令和4年度まで	9,865	諸収入 500 県費 9,365
総合的行政文書管理システムの構 築について委託契約を締結	233,750			令和3年度から 令和4年度まで	233,750	県費 233,750

甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟について委託契約を締結	訴訟代理委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内			令和3年度から結審の年度まで	訴訟代理委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内	県費	
防災新館整備等事業（PFI事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から令和2年度まで	9,097,825	令和3年度から令和9年度まで	3,705,863,729円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県費	
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から令和2年度まで	57,190	令和3年度から令和9年度まで	56,950	県費	56,950
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	43,818	令和2年度中	5,539	令和3年度から令和9年度まで	38,279	県費	38,279
投開票速報オンラインシステムの構築について委託契約を締結	30,000			令和3年度から令和4年度まで	30,000	国庫支出金 県費	21,428 8,572
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結	134,534	平成29年度から令和2年度まで	80,721	令和3年度から令和4年度まで	53,813	県費	53,813
防災安全センターの管理について協定を締結	57,775	令和元年度から令和2年度まで	28,829	令和3年度から令和4年度まで	28,946	県費	28,946
介護実習普及センターの管理について協定を締結	145,216	令和元年度から令和2年度まで	72,442	令和3年度から令和4年度まで	72,774	県費	72,774
青い鳥老人ホームの管理について協定を締結	647,572			令和3年度から令和6年度まで	647,572	負担金 県費	577,712 69,860
聴覚障害者情報センターの管理について協定を締結	133,846	令和元年度から令和2年度まで	67,138	令和3年度から令和4年度まで	66,708	国庫支出金 県費	36,839 29,869

平成29年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	315,000	平成30年度から令和2年度まで	135,820	令和3年度から令和4年度まで	84,960	県費	84,960
同上 (平成30年度)	315,000	令和元年度から令和2年度まで	95,990	令和3年度から令和5年度まで	125,040	県費	125,040
同上 (令和元年度)	315,000	令和2年度中	71,280	令和3年度から令和6年度まで	144,000	県費	144,000
同上 (令和2年度)	420,000			令和3年度から令和7年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
同上 (令和3年度)	420,000			令和4年度から令和8年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
令和3年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	12,300			令和4年度から令和6年度まで	12,300	県費	12,300
令和元年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	令和2年度中	41,882	令和3年度から令和4年度まで	78,682	県費	78,682
同上 (令和2年度)	120,564			令和3年度から令和5年度まで	120,564	県費	120,564
同上 (令和3年度)	120,564			令和4年度から令和6年度まで	120,564	県費	120,564
水道広域化推進プラン等策定業務について委託契約を締結	20,380			令和4年度	20,380	国庫支出金 県費	10,190 10,190
愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家の管理について協定を締結	432,093	令和元年度から令和2年度まで	209,127	令和3年度から令和4年度まで	222,966	県費	222,966

令和3年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	456,512千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和3年度から令和4年度まで	456,512千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	
八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理について協定を締結	154,908	令和元年度から令和2年度まで	77,278	令和3年度から令和4年度まで	77,630	県費	77,630
武田の杜保健休養林の管理について協定を締結	170,611	令和元年度から令和2年度まで	85,096	令和3年度から令和4年度まで	85,515	県費	85,515
森林公園金川の森の管理について協定を締結	283,538	令和元年度から令和2年度まで	144,850	令和3年度から令和4年度まで	138,688	県費	138,688
産業展示交流館アイメッセ山梨の管理について変更協定を締結	53,574			令和3年度から令和4年度まで	53,574	県費	53,574
県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業（やまなしイノベーション創出事業）に対し助成	40,000			令和3年度から令和4年度まで	40,000	県費	40,000
山梨県信用保証協会が、平成17年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額7,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資	平成22年度から令和2年度まで		令和3年度から令和4年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額7,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資	県費	

	<p>した資金、経済変動対策融資として総額 1,600,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、</p>				<p>した資金、経済変動対策融資として総額 1,600,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成18年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資と	平成22年度から令和2年度まで		令和3年度から令和5年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資と	県 費

	<p>して総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び雇 用促進等支援融 資のうち重度心 身障害者等に必 要な作業施設の 整備等に要する 融資として総額 200,000 千円 の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資にあって は一般保証によ り債務保証した 場合に限る。） を行ったことによ って生じた代 位弁済額から、 中小企業信用保 険法第5条の規 定により支払い を受けた保険金 の額を控除した 額のうち、経営 支援緊急融資に 係るものについ ては55%以内、 経営再生支援融 資に係るものに</p>				<p>して総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び雇 用促進等支援融 資のうち重度心 身障害者等に必 要な作業施設の 整備等に要する 融資として総額 200,000 千円 の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資にあって は一般保証によ り債務保証した 場合に限る。） を行ったことによ って生じた代 位弁済額から、 中小企業信用保 険法第5条の規 定により支払い を受けた保険金 の額を控除した 額のうち、経営 支援緊急融資に 係るものについ ては55%以内、 経営再生支援融 資に係るものに</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>ついては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>				<p>ついては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円</p>	<p>平成22年度から令和2年度まで</p>		<p>令和3年度から令和6年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円</p>	<p>県 費</p>

	<p>の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあつては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規</p>				<p>の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあつては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保</p>	
--	---	--	--	--	--	--

	定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成20年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	平成22年度から令和2年度まで		令和3年度から令和7年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	県費

	<p>31,200,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額</p> <p>3,400,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものに</p>				<p>31,200,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額</p> <p>3,400,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものに</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>ついては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>ついては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債</p>	<p>平成21年度から令和2年度まで</p>		<p>令和3年度から令和8年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債</p>	<p>県 費</p>

	務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	平成22年度から令和2年度まで		令和3年度から令和9年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	県 費

	<p>17,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額</p> <p>1,500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以</p>				<p>17,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額</p> <p>1,500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、	平成23年度から令和2年度まで		令和3年度から令和10年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、	県 費

	責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資	平成24年度から令和2年度まで		令和3年度から令和11年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資	県費

	<p>した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第</p>				<p>した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資の	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資し	平成25年度から令和2年度まで		令和3年度から令和12年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資し	県費

<p>うち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>た資金、経済変動対策融資として総額 11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を</p>				<p>た資金、経済変動対策融資として総額 11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を</p>	
---	---	--	--	--	---	--

	<p>除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額 11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責</p>	<p>平成26年度から令和2年度まで</p>		<p>令和3年度から令和13年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額 11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責</p>	<p>県 費</p>
---	--	------------------------	--	------------------------	--	------------

	任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の	平成27年度から令和2年度まで		令和3年度から令和14年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の	県 費

	<p>範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものに</p>				<p>範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものに</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	については55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				については55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済	平成28年度から令和2年度まで		令和3年度から令和15年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済	県 費

	額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	平成29年度から令和2年度まで		令和3年度から令和16年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	県 費

	<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>				<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本	平成30年度から令和2年度まで		令和3年度から令和17年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本	県 費

	大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和元年度に債務保証する経済変動対策融	金融機関が、経済変動対策融資	令和元年度から令和2年度まで		令和3年度から令和18年度まで	金融機関が、経済変動対策融資	県費

<p>資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>として総額 9,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した</p>				<p>として総額 9,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規</p>	<p>令和2年度中</p>		<p>令和3年度から令和19年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規</p>	<p>県費</p>

	<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（事業承継支 援融資について は、事業承継特 別保証制度要綱 (20191217 中庁 第4号、令和元 年12月25日制定) 第10項ただし書 きによる料率が 適用された場合 に限る。)を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合）は、</p>				<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（事業承継支 援融資について は、事業承継特 別保証制度要綱 (20191217 中庁 第4号、令和元 年12月25日制定) 第10項ただし書 きによる料率が 適用された場合 に限る。)を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合）は、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%</p>				<p>同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	以内とする。)、 起業家支援融資 及び事業承継支 援融資に係るも のについては20 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも のについては65 %以内				以内とする。)、 起業家支援融資 及び事業承継支 援融資に係るも のについては20 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも のについては65 %以内	
山梨県信用保証協会が、令和3年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、起業 家支援融資とし て総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、事業 承継支援融資と して総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資			令和3年度から 令和20年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、起業 家支援融資とし て総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、事業 承継支援融資と して総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資	県 費

	<p>した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払い</p>				<p>した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払い</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>を受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものに</p>				<p>を受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものに</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>については25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>については25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
令和2年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給	<p>融資限度額 60,000千円の年 1.4%</p>			令和3年度から 令和5年度まで	<p>融資残額の年 1.4%</p>	国庫支出金
令和2年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給に伴う支払業務について委託契約を締結	<p>59,130</p>			令和3年度から 令和5年度まで	<p>59,130</p>	国庫支出金 59,130
令和3年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給	<p>融資限度額 60,000千円の年 1.4%</p>			令和4年度から 令和6年度まで	<p>融資残額の年 1.4%</p>	国庫支出金

令和3年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給に伴う支払業務について委託契約を締結	3,756			令和4年度から令和6年度まで	3,756	国庫支出金	3,756
中小企業人材開発センターの管理について協定を締結	54,658			令和3年度から令和6年度まで	54,658	県費	54,658
平成30年度にもものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	32,610	平成30年度から令和2年度まで	4,338	令和3年度から令和10年度まで	28,272	繰入金	28,272
同上 （令和元年度）	47,098	令和元年度から令和2年度まで	1,104	令和3年度から令和11年度まで	45,994	繰入金	45,994
同上 （令和2年度）	49,296	令和2年度中		令和3年度から令和12年度まで	49,296	繰入金	49,296
同上 （令和3年度）	46,788			令和3年度から令和13年度まで	46,788	繰入金	46,788
令和2年度に緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結	60,093			令和3年度から令和4年度まで	60,093	国庫支出金	60,093
同上 （令和3年度）	47,421			令和4年度から令和5年度まで	47,421	国庫支出金	47,421
富士山世界遺産センターの管理について協定を締結	199,306	令和元年度から令和2年度まで	99,426	令和3年度から令和4年度まで	99,880	県費	99,880
富士山世界遺産センターの管理について変更協定を締結	42,948			令和3年度から令和4年度まで	42,948	国庫支出金 県費	223 42,725
富士北麓駐車場の管理について協定を締結	129,620	令和元年度から令和2年度まで	64,874	令和3年度から令和4年度まで	64,746	使用料 諸収入 県費	53,380 9,244 2,122

県民文化ホールの管理について協定を締結	646,728	令和元年度から令和2年度まで	323,195	令和3年度から令和4年度まで	323,533	県費	323,533
県民文化ホールの管理について変更協定を締結	18,972			令和3年度から令和4年度まで	18,972	国庫支出金 県費	9,486 9,486
美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について協定を締結	1,632,315	令和元年度から令和2年度まで	804,756	令和3年度から令和4年度まで	827,559	県費	827,559
美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について変更協定を締結	24,650			令和3年度から令和4年度まで	24,650	国庫支出金 県費	11,151 13,499
博物館資料「甲府道祖神祭幕絵太閤記佐久間盛政羽柴秀吉を狙ふ」の修復について委託契約を締結	3,528			令和3年度から令和4年度まで	3,528	県費	3,528
平成25年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	280,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成25年度から令和2年度まで		令和3年度から令和5年度まで	280,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	
令和2年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	260,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	令和2年度中		令和3年度から令和12年度まで	260,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	
同上 （令和3年度）	259,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和3年度から令和13年度まで	259,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	

平成18年度融資に係る農業近代化資金の利子補給	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成19年度から 令和 2 年度まで	2,677	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成20年度から 令和 2 年度まで	561	令和 3 年度から 令和 9 年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成21年度から 令和 2 年度まで	5,302	令和 3 年度から 令和10年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成22年度から 令和 2 年度まで	5,976	令和 3 年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成23年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成24年度から 令和 2 年度まで	2,635	令和 3 年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成24年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成25年度から 令和 2 年度まで	3,387	令和 3 年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成25年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成26年度から 令和 2 年度まで	3,078	令和 3 年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成26年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成27年度から 令和 2 年度まで	2,383	令和 3 年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同 上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成28年度から 令和 2 年度まで	11,291	令和 3 年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費

同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成29年度から 令和 2 年度まで	8,111	令和 3 年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成30年度から 令和 2 年度まで	8,851	令和 3 年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	令和元年度から 令和 2 年度まで	21,393	令和 3 年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同上 (令和元年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	令和 2 年度 中	4,042	令和 3 年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同上 (令和 2 年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内			令和 3 年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
同上 (令和 3 年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内			令和 4 年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費
平成18年度融資に係る農業近代化 資金のうち、認定農業者に対する 利子補給	融資限度額 200,000 千円の 年 0.1%以内	平成19年度から 令和 2 年度まで	215	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県 費
同上 (平成23年度)	融資限度額 200,000 千円の 年 0.1%以内	平成24年度から 令和 2 年度まで	67	令和 3 年度から 令和13年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県 費
令和 2 年度融資に係る農業災害対 策資金の利子補助	融資限度額 100,000 千円の 年 1.0%以内			令和 3 年度から 令和12年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県 費

同上 (令和3年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和4年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
令和2年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和3年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和4年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和2年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和3年度から 令和12年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和4年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和2年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和3年度から 令和27年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和4年度から 令和28年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
平成10年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,500,000千円 の年0.4%以内	平成11年度から 令和2年度まで	12,167	令和3年度から 令和5年度まで	融資残額の年 0.4%以内	県費
同上 (平成11年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.55%以内	平成12年度から 令和2年度まで	13,852	令和3年度から 令和6年度まで	融資残額の年 0.55%以内	県費

同上 (平成15年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成16年度から 令和 2 年度まで	6,034	令和 3 年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成17年度から 令和 2 年度まで	1,379	令和 3 年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成18年度から 令和 2 年度まで	2,517	令和 3 年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成19年度から 令和 2 年度まで	689	令和 3 年度から 令和13年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成20年度から 令和 2 年度まで	2,155	令和 3 年度から 令和14年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成21年度から 令和 2 年度まで	4,510	令和 3 年度から 令和15年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成22年度から 令和 2 年度まで	4,844	令和 3 年度から 令和16年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
令和 2 年度融資に係る農業経営負 担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000 千円の 年 1.95%以内			令和 3 年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県 費
同上 (令和 3 年度)	融資限度額 100,000 千円の 年 1.95%以内			令和 4 年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県 費

平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和2年度まで	3,211	令和3年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和2年度まで	20,447	令和3年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円 の年1.0%以内	平成27年度から 令和2年度まで	39,811	令和3年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助	融資限度額 350,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和2年度まで	4,454	令和3年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
まきば公園の管理について協定を締結	71,083	令和元年度から 令和2年度まで	34,925	令和3年度から 令和4年度まで	36,158	県費	36,158
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	758,513			令和3年度から 令和6年度まで	758,513	県費	758,513
令和2年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 18,000千円の 年0.22%以内			令和3年度から 令和17年度まで	融資残額の年 0.22%以内	県費	
同上 (令和3年度)	融資限度額 18,000千円の 年0.27%以内			令和4年度から 令和18年度まで	融資残額の年 0.27%以内	県費	
令和2年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 260,000千円の 年0.2%以内			令和3年度から 令和27年度まで	融資残額の年 0.2%以内	県費	

同 上 (令和3年度)	融資限度額 273,000千円の 年0.25%以内			令和4年度から 令和28年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
畜産酪農技術センターの非常用発電設備改修工事について請負契約を締結	19,021			令和3年度から 令和4年度まで	19,021	県 費 19,021
富士湧水の里水族館の管理について協定を締結	130,482	令和元年度から 令和2年度まで	64,752	令和3年度から 令和4年度まで	65,730	県 費 65,730
国庫補助農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）について請負契約を締結	160,000			令和4年度から 令和5年度まで	160,000	負担金 17,600 国庫支出金 88,000 県 債 48,000 県 費 6,400
国庫補助農地防災事業（たん水防除事業）について請負契約を締結	137,000			令 和 4 年 度	137,000	負担金 17,810 国庫支出金 75,350 県 債 39,000 県 費 4,840
国庫補助農地防災事業（たん水防除事業）について請負契約を締結	161,000			令 和 4 年 度	161,000	負担金 20,930 国庫支出金 88,550 県 債 46,000 県 費 5,520
平成25年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	3,039,744 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成25年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和4年度まで	3,039,744 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費

同 上 (平成26年度)	9,527,657 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成26年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和5年度まで	9,527,657 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成27年度)	8,804,590 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成27年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和6年度まで	8,804,590 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成28年度)	9,012,937 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成28年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和7年度まで	9,012,937 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成29年度)	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成29年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和8年度まで	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成30年度)	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成30年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和9年度まで	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費

同上 (令和元年度)	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和元年度から 令和2年度まで		令和3年度から 令和10年度まで	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (令和2年度)	6,999,177 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和2年度中		令和3年度から 令和11年度まで	6,999,177 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (令和3年度)	6,992,933 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			令和3年度から 令和12年度まで	6,992,933 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
一般国道140号道路改良工事(甲 府市)について請負契約を締結	150,000			令和3年度から 令和4年度まで	150,000	国庫支出金 82,500 県債 60,000 県費 7,500
一般国道140号道路改良工事(笛 吹市)について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	国庫支出金 82,500 県債 60,000 県費 7,500
一般国道411号道路改良工事(甲 府市)について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般国道411号道路改良工事(甲 府市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000

一般国道139号道路改良工事1工区（大月市）について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	国庫支出金 88,275 県債 55,000 県費 6,725
一般国道139号道路改良工事2工区（大月市）について請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 117,700 県債 74,000 県費 8,300
一般国道139号上和田2号トンネル（仮称）新設工事（大月市）について請負契約を締結	1,450,000			令和4年度から 令和5年度まで	1,450,000	国庫支出金 853,325 県債 537,000 県費 59,675
一般国道300号道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	945,000			令和4年度	945,000	国庫支出金 556,132 県債 349,000 県費 39,868
一般国道300号舗装工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	250,000			令和4年度	250,000	国庫支出金 147,125 県債 92,000 県費 10,875
一般国道300号トンネル電気設備工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	370,000			令和4年度	370,000	国庫支出金 217,745 県債 137,000 県費 15,255
一般国道411号道路改良工事1工区（甲州市）について請負契約を締結	500,000			令和4年度	500,000	国庫支出金 294,250 県債 185,000 県費 20,750
一般国道411号道路改良工事2工区（甲州市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500
一般国道411号道路改良工事3工区（甲州市）について請負契約を締結	300,000			令和4年度	300,000	国庫支出金 176,550 県債 111,000 県費 12,450

一般国道411号道路改良工事4工区（甲州市）について請負契約を締結	300,000			令和4年度	300,000	国庫支出金 176,550 県債 111,000 県費 12,450
一般国道411号舗装工事（甲州市）について請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 117,700 県債 74,000 県費 8,300
一般国道413号道路改良工事1工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	国庫支出金 88,275 県債 55,000 県費 6,725
一般国道413号道路改良工事2工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500
一般国道413号道路改良工事3工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	250,000			令和4年度	250,000	国庫支出金 133,750 県債 104,000 県費 12,250
一般国道413号道路改良工事4工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 107,000 県債 83,000 県費 10,000
一般国道413号道路改良工事5工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500
一般国道413号道志1号トンネル（仮称）新設工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結	1,200,000			令和4年度から 令和5年度まで	1,200,000	国庫支出金 642,000 県債 502,000 県費 56,000
主要地方道甲府昇仙峡線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500

主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	100,000			令和3年度から 令和4年度まで	100,000	国庫支出金 53,000 県債 42,000 県費 5,000
主要地方道韮崎増富線江草大渡トンネル（仮称）新設工事（北杜市）について請負契約を締結	700,000			令和3年度から 令和4年度まで	700,000	国庫支出金 371,000 県債 296,000 県費 33,000
主要地方道韮崎南アルプス中央線道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結	400,000			令和4年度から 令和5年度まで	400,000	国庫支出金 214,000 県債 167,000 県費 19,000
主要地方道河口湖精進線道路改良工事1工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
主要地方道河口湖精進線道路改良工事2工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
主要地方道韮崎増富線道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500
主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 29,425 県債 18,000 県費 2,575
主要地方道甲斐早川線道路改良工事3工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結	800,000			令和3年度から 令和4年度まで	800,000	諸収入 800,000

主要地方道甲斐早川線道路改良工事4工区(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結	400,000			令和4年度	400,000	諸収入	400,000
一般県道天神平甲府線道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	55,000 40,000 5,000
一般県道休息山梨線道路改良工事(甲州市)について請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 県債 県費	117,700 74,000 8,300
一般県道大野夏狩線道路改良工事(都留市)について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 県債 県費	35,310 22,000 2,690
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事(南都留郡西桂町)について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	21,400 16,000 2,600
一般県道富士河口湖富士線道路改良工事(南都留郡鳴沢村)について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	県債 県費	135,000 15,000
一般国道140号本線橋上部工事(甲府市)について請負契約を締結	1,200,000			令和3年度から 令和4年度まで	1,200,000	国庫支出金 県債 県費	660,000 486,000 54,000
一般国道140号落合2号橋(仮称)下部工事(甲府市)について請負契約を締結	400,000			令和3年度から 令和4年度まで	400,000	国庫支出金 県債 県費	220,000 162,000 18,000
一般国道140号落合3号橋(仮称)下部工事(甲府市)について請負契約を締結	500,000			令和4年度から 令和5年度まで	500,000	国庫支出金 県債 県費	275,000 202,000 23,000

一般国道140号落合4号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	350,000			令和4年度から令和5年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般国道140号落合5号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	400,000			令和3年度から令和4年度まで	400,000	国庫支出金 220,000 県債 162,000 県費 18,000
一般国道140号落合6号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	500,000			令和3年度から令和4年度まで	500,000	国庫支出金 275,000 県債 202,000 県費 23,000
一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）上部工事（甲府市、笛吹市）について請負契約を締結	2,900,000			令和3年度から令和5年度まで	2,900,000	国庫支出金 1,595,000 県債 1,174,000 県費 131,000
一般国道140号東油川高架橋（仮称）下部工事2工区（笛吹市）について請負契約を締結	700,000			令和3年度から令和4年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般国道140号東油川高架橋（仮称）下部工事3工区（笛吹市）について請負契約を締結	450,000			令和3年度から令和4年度まで	450,000	国庫支出金 247,500 県債 182,000 県費 20,500
一般国道139号上和田1号橋（仮称）下部工事（大月市）について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	国庫支出金 88,275 県債 55,000 県費 6,725
一般国道411号落滝2号橋（仮称）下部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 117,700 県債 74,000 県費 8,300
一般国道411号落滝2号橋（仮称）上部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	350,000			令和4年度から令和5年度まで	350,000	国庫支出金 205,975 県債 129,000 県費 15,025

一般国道411号一之瀬高橋1号橋 (仮称) 下部工事(甲州市)につ いて請負契約を締結	300,000			令和4年度	300,000	国庫支出金 176,550 県債 111,000 県費 12,450
一般国道413号子ッ沢橋(仮称) 下部工事(南都留郡道志村)につ いて請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500
主要地方道市川三郷富士川線富士 橋上部工事(南巨摩郡富士川町) について請負契約を締結	3,500,000			令和3年度から 令和5年度まで	3,500,000	国庫支出金 1,925,000 県債 1,417,000 県費 158,000
主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ 橋下部工事(甲府市、甲斐市)につ いて請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
主要地方道北杜富士見線松木沢川 橋下部工事(北杜市)について請 負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 26,750 県債 20,000 県費 3,250
主要地方道甲斐早川線古屋敷橋撤 去工事(南アルプス市)について 請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
一般県道中下条甲府線長松寺橋撤 去工事(甲府市)について請負契 約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般県道横手日野春停車場線駒城 橋(仮称) 下部工事(北杜市)につ いて請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般県道梁川猿橋線太田2号橋 (仮称) 上部工事(大月市)につ いて請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 53,500 県債 41,000 県費 5,500

一般県道高畑谷村停車場線院辺橋撤去工事（都留市）について請負契約を締結	160,000			令和4年度	160,000	国庫支出金 県債 県費	85,600 66,000 8,400
一般国道139号電線共同溝工事（富士吉田市）について請負契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 県債 県費	49,500 36,000 4,500
一般国道141号電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	22,000 16,000 2,000
一般国道358号右左口トンネル照明設備設置工事（甲府市）について請負契約を締結	70,000			令和4年度	70,000	国庫支出金 県債 県費	41,195 25,000 3,805
一般国道139号電線共同溝工事（富士吉田市）について物件移転補償契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 県債 県費	52,965 33,000 4,035
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 県債 県費	44,000 32,000 4,000
主要地方道都留道志線歩道新設工事（都留市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	58,850 37,000 4,150
主要地方道甲府中央右左口線歩道新設工事（甲府市）について物件移転補償契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 県債 県費	35,310 22,000 2,690
一般県道富士河口湖富士線電線共同溝工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 県債 県費	33,000 24,000 3,000

一般県道中下条甲府線電線共同溝 工事1工区（甲府市）について請 負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 47,080 県債 29,000 県費 3,920
一般県道中下条甲府線電線共同溝 工事2工区（甲府市）について請 負契約を締結	70,000			令和4年度	70,000	国庫支出金 41,195 県債 25,000 県費 3,805
一般県道富士上吉田線災害防除工 事（富士吉田市）について請負契 約を締結	20,000			令和4年度	20,000	国庫支出金 10,700 県債 8,000 県費 1,300
一般国道140号西沢大橋補修工事 （山梨市）について請負契約を締 結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 117,700 県債 74,000 県費 8,300
主要地方道富士川身延線御座岩3 号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部 町）について請負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 29,425 県債 18,000 県費 2,575
主要地方道韮崎南アルプス中央線 小桐橋補修工事（韮崎市）につい て請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 23,540 県債 14,000 県費 2,460
主要地方道韮崎南アルプス中央線 御勅使上橋補修工事（韮崎市）に ついて請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 23,540 県債 14,000 県費 2,460
主要地方道韮崎南アルプス中央線 豊積橋補修工事（中央市）につい て請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
主要地方道甲府山梨線舞鶴栈道橋 補修工事（甲府市）について請負 契約を締結	120,000			令和4年度	120,000	国庫支出金 70,620 県債 44,000 県費 5,380

主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結	70,000			令和4年度	70,000	国庫支出金 41,195 県債 25,000 県費 3,805
主要地方道上野原あきる野線桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結	200,000			令和3年度から 令和4年度まで	200,000	国庫支出金 116,600 県債 75,000 県費 8,400
主要地方道四日市場上野原線落合橋補修工事（都留市）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 47,080 県債 29,000 県費 3,920
主要地方道四日市場上野原線板崎橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 47,080 県債 29,000 県費 3,920
一般県道中下条甲府線金竹跨線橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	200,000			令和4年度	200,000	国庫支出金 117,700 県債 74,000 県費 8,300
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
一般県道万力小屋敷線根津橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
一般県道石和温泉停車場線鶴飼橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 58,850 県債 37,000 県費 4,150
一般県道古関割子線駿道橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 23,540 県債 14,000 県費 2,460

一般県道下部飯富線飯富橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 23,540 県債 14,000 県費 2,460
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	300,000			令和4年度	300,000	国庫支出金 176,550 県債 111,000 県費 12,450
一般県道金山大月線昭和橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	国庫支出金 88,275 県債 55,000 県費 6,725
一般県道日野春停車場線平成橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結	20,000			令和4年度	20,000	国庫支出金 11,770 県債 7,000 県費 1,230
一般県道日野春停車場線富岡橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 29,425 県債 18,000 県費 2,575
一般県道日野春停車場線日野橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結	30,000			令和4年度	30,000	国庫支出金 17,655 県債 11,000 県費 1,345
一級河川芦川基幹河川改修工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	110,000			令和4年度	110,000	国庫支出金 55,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事2工区（中央市）について請負契約を締結	150,000			令和4年度	150,000	国庫支出金 75,000 県債 67,000 県費 8,000

一級河川鎌田川基幹河川改修工事 3工区（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 4工区（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 5工区（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 6工区（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川濁川基幹河川改修工事 （甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川渋川基幹河川改修工事 （笛吹市）について請負契約を締結	75,000			令和4年度	75,000	国庫支出金 30,000 諸収入 15,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川平等川基幹河川改修工事 1工区（笛吹市）について請負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川平等川基幹河川改修工事 2工区（笛吹市）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川八条川改修工事（南アル プス市）について請負契約を締結	230,000			令和4年度	230,000	国庫支出金 115,000 県債 103,000 県費 12,000

一級河川浅利川改修工事（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川古川改修工事（韮崎市）について請負契約を締結	165,000			令和4年度	165,000	国庫支出金 75,000 諸収入 15,000 県債 67,000 県費 8,000
一級河川朝日川改修工事（都留市）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川入山川改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結	95,000			令和4年度	95,000	国庫支出金 35,000 諸収入 25,000 県債 31,000 県費 4,000
一級河川鎌田川改修工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事3工区（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事4工区（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川貢川改修工事（甲斐市）について請負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 22,500 県債 24,000 県費 3,500

一級河川湯川改修工事（甲府市） について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
広瀬ダム洪水吐減勢工改良工事 （山梨市）について請負契約を締結	375,000			令和4年度	375,000	国庫支出金 130,500 諸収入 48,750 県債 176,000 県費 19,750
深城ダム管理用制御処理設備更新 工事（大月市）について請負契約 を締結	235,000			令和4年度	235,000	国庫支出金 83,378 諸収入 26,555 県債 112,000 県費 13,067
深城ダム観測・警報局設備改良工 事（大月市）について請負契約を 締結	335,000			令和4年度	335,000	国庫支出金 118,858 諸収入 37,855 県債 160,000 県費 18,287
富士川水系谷津川通常砂防工事 （山梨市）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 （韮崎市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系豎沢川通常砂防工事 （韮崎市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 1工区（南アルプス市）について 請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 2工区（南アルプス市）について 請負契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000

富士川水系御勅使川通常砂防工事 3工区（南アルプス市）について 請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系押越沢通常砂防工事 （南アルプス市）について請負契 約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
富士川水系漆川通常砂防工事（南 アルプス市）について請負契約を 締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
富士川水系天川通常砂防工事（笛 吹市）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
富士川水系戸倉川通常砂防工事 （笛吹市）について請負契約を締 結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系狐川通常砂防工事（笛 吹市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系天狗沢通常砂防工事 （甲州市）について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系中の入沢通常砂防工事 （甲州市）について請負契約を締 結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
富士川水系日川通常砂防工事1工 区（甲州市）について請負契約を 締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系日川通常砂防工事2工 区（甲州市）について請負契約を 締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000

富士川水系雨河内川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系大津賀沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	200,000			令和4年度から 令和5年度まで	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
富士川水系下天神沢川通常砂防工 事(南巨摩郡身延町) について請 負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系湯沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系中沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	200,000			令和4年度から 令和5年度まで	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
富士川水系身延川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系戸樋の沢川通常砂防工 事(南巨摩郡南部町) について請 負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系鯨野川通常砂防工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系竹の沢川通常砂防工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系国見沢通常砂防工事 (南巨摩郡富士川町) について請 負契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000

相模川水系矢名沢通常砂防工事 (都留市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
相模川水系幕沢通常砂防工事 (都留市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
相模川水系糠蒔沢通常砂防工事 (都留市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
相模川水系小沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000
相模川水系滝の沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
相模川水系藤沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
相模川水系テントウ沢通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
相模川水系下川通常砂防工事 (上野原市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
相模川水系金波美沢通常砂防工事 (上野原市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000

相模川水系むじな沢通常砂防工事 (南都留郡道志村) について請負 契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
相模川水系平久住沢通常砂防工事 (南都留郡道志村) について請負 契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
相模川水系倉見下沢通常砂防工事 (南都留郡西桂町) について請負 契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
富士川水系芦沢川火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系在華入沢火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系不動沢火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系米山沢川火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系増富沢火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系小麦沢火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締 結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000

富士川水系小川久保川火山砂防工事（北杜市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
富士川水系菅口沢火山砂防工事（甲斐市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
相模川水系朝沢火山砂防工事（南都留郡山中湖村）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 44,000 県債 32,000 県費 4,000
大津地区急傾斜地崩壊対策工事（都留市）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県債 25,000 県費 3,500
楽山地区急傾斜地崩壊対策工事（都留市）について請負契約を締結	20,000			令和4年度	20,000	負担金 2,000 国庫支出金 9,000 県債 8,000 県費 1,000
若林地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨市）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県債 25,000 県費 3,500
彦田地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結	30,000			令和4年度	30,000	負担金 1,500 国庫支出金 14,250 県債 12,000 県費 2,250
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	負担金 4,000 国庫支出金 18,000 県債 16,000 県費 2,000

中村地区急傾斜地崩壊対策工事 (大月市) について請負契約を締結	30,000			令和4年度	30,000	負担金 1,500 国庫支出金 14,250 県債 12,000 県費 2,250
松山地区急傾斜地崩壊対策工事 (大月市) について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	負担金 2,000 国庫支出金 19,000 県債 17,000 県費 2,000
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事 (韮崎市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	負担金 5,000 国庫支出金 47,500 県債 42,000 県費 5,500
新府城下地区急傾斜地崩壊対策工事 (韮崎市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	負担金 10,000 国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000
越道地区急傾斜地崩壊対策工事 (韮崎市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	負担金 20,000 国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
大渡地区急傾斜地崩壊対策工事 (北杜市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	負担金 10,000 国庫支出金 45,000 県債 40,000 県費 5,000
上八巻・馬場地区急傾斜地崩壊対策工事 (北杜市) について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	負担金 5,000 国庫支出金 47,500 県債 42,000 県費 5,500
中村地区急傾斜地崩壊対策工事 (甲斐市) について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	負担金 4,000 国庫支出金 38,000 県債 34,000 県費 4,000

松留地区急傾斜地崩壊対策工事 (上野原市) について請負契約を 締結	30,000			令和4年度	30,000	負担金 3,000 国庫支出金 13,500 県債 12,000 県費 1,500
奥平地区急傾斜地崩壊対策工事 (上野原市) について請負契約を 締結	20,000			令和4年度	20,000	負担金 2,000 国庫支出金 9,000 県債 8,000 県費 1,000
原地区急傾斜地崩壊対策工事(上 野原市) について請負契約を締結	20,000			令和4年度	20,000	負担金 2,000 国庫支出金 9,000 県債 8,000 県費 1,000
丸林地区急傾斜地崩壊対策工事 (甲州市) について請負契約を締 結	70,000			令和4年度	70,000	負担金 7,000 国庫支出金 31,500 県債 28,000 県費 3,500
葉袋地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡早川町) について請負 契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県債 24,000 県費 4,500
横道地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県債 25,000 県費 3,500
久保地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	負担金 2,500 国庫支出金 23,750 県債 21,000 県費 2,750
石倉地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県債 24,000 県費 4,500

小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 6,000 国庫支出金 27,000 県債 24,000 県費 3,000
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	負担金 4,000 国庫支出金 38,000 県債 32,000 県費 6,000
東根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県債 24,000 県費 4,500
町屋地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	70,000			令和4年度	70,000	負担金 3,500 国庫支出金 33,250 県債 28,000 県費 5,250
十島地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	負担金 6,000 国庫支出金 27,000 県債 24,000 県費 3,000
鳴沢地区急傾斜地崩壊対策工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	負担金 4,000 国庫支出金 18,000 県債 16,000 県費 2,000
桑留尾地区急傾斜地崩壊対策工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	負担金 4,000 国庫支出金 18,000 県債 16,000 県費 2,000
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和4年度	120,000	負担金 36,600 国庫支出金 66,000 県債 15,000 県費 2,400

都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和 4 年度	120,000	負担金 36,600 国庫支出金 66,000 県 債 15,000 県 費 2,400
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 1 工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和 4 年度	90,000	負担金 27,450 国庫支出金 49,500 県 債 11,000 県 費 2,050
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 2 工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和 4 年度	90,000	負担金 27,450 国庫支出金 49,500 県 債 11,000 県 費 2,050
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	60,000			令和 4 年度	60,000	国庫支出金 33,000 県 債 24,000 県 費 3,000
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	30,000			令和 4 年度	30,000	国庫支出金 16,500 県 債 12,000 県 費 1,500
都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和 4 年度	90,000	国庫支出金 49,500 県 債 36,000 県 費 4,500
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	270,000			令和 4 年度	270,000	国庫支出金 148,500 県 債 109,000 県 費 12,500
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	180,000			令和 4 年度	180,000	国庫支出金 99,000 県 債 72,000 県 費 9,000

都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事1工区(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 49,500 県債 36,000 県費 4,500
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事2工区(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 49,500 県債 36,000 県費 4,500
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事1工区(甲斐市)について請負契約を締結	120,000			令和4年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事2工区(甲斐市)について請負契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 49,500 県債 36,000 県費 4,500
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事(甲斐市)について請負契約を締結	180,000			令和4年度	180,000	国庫支出金 99,000 県債 72,000 県費 9,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事1工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事2工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和4年度	90,000	国庫支出金 49,500 県債 36,000 県費 4,500
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事(山梨市)について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000

都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事（山梨市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	30,000			令和4年度	30,000	国庫支出金 16,500 県債 12,000 県費 1,500
小瀬スポーツ公園の管理について協定を締結	1,757,003	令和元年度から令和2年度まで	882,758	令和3年度から令和4年度まで	874,245	県費 874,245
小瀬スポーツ公園の管理について変更協定を締結	24,688			令和3年度から令和4年度まで	24,688	国庫支出金 1,556 県費 23,132
富士北麓公園の管理について協定を締結	395,943	令和元年度から令和2年度まで	198,129	令和3年度から令和4年度まで	197,814	県費 197,814
御勅使南公園の管理について協定を締結	324,211	令和元年度から令和2年度まで	161,735	令和3年度から令和4年度まで	162,476	県費 162,476
曾根丘陵公園の管理について協定を締結	262,173	令和元年度から令和2年度まで	130,769	令和3年度から令和4年度まで	131,404	県費 131,404
富士川クラフトパーク及び富士川観光センターの管理について協定を締結	503,441	令和元年度から令和2年度まで	250,622	令和3年度から令和4年度まで	252,819	県費 252,819
笛吹川フルーツ公園の管理について協定を締結	863,086	令和元年度から令和2年度まで	430,784	令和3年度から令和4年度まで	432,302	県費 432,302
桂川ウェルネスパークの管理について協定を締結	254,782	令和元年度から令和2年度まで	127,175	令和3年度から令和4年度まで	127,607	県費 127,607
小瀬スポーツ公園武道館制御設備改修工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
小瀬スポーツ公園ライミング場改修工事（甲府市）について請負契約を締結	60,000			令和4年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000

小瀬スポーツ公園屋外トイレ改修工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和4年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
舞鶴城公園外壁改修工事（甲府市）について請負契約を締結	25,000			令和4年度	25,000	国庫支出金 12,500 県債 11,000 県費 1,500
御勅使南公園ラグビー場改修工事（南アルプス市）について請負契約を締結	80,000			令和4年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
釜無川スポーツ公園照明設備改修工事（甲斐市）について請負契約を締結	25,000			令和4年度	25,000	国庫支出金 12,500 県債 11,000 県費 1,500
笛吹川フルーツ公園照明設備改修工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			令和4年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
富士北麓公園野球場内壁改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結	40,000			令和4年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）について請負契約を締結	703,000			令和4年度から 令和5年度まで	703,000	国庫支出金 316,350 県債 386,000 県費 650
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の監理業務について委託契約を締結	21,090			令和4年度から 令和5年度まで	21,090	国庫支出金 9,490 県費 11,600
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,066			令和4年度	2,066	使用料 2,066

県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結	1,008			令和4年度から 令和8年度まで	1,008	使用料	1,008
統合型校務支援システムの構築及び運用について委託契約を締結	536,368	令和元年度から 令和2年度まで	99,639	令和3年度から 令和6年度まで	323,306	県費	323,306
教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,156,274	令和2年度中	239,191	令和3年度から 令和6年度まで	896,965	県費	896,965
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	343,225	令和2年度中	62,246	令和3年度から 令和6年度まで	233,423	県費	233,423
青少年センターの管理について協定を締結	432,197	令和元年度から 令和2年度まで	218,140	令和3年度から 令和4年度まで	214,057	県費	214,057
青少年センターの管理について変更協定を締結	17,056			令和3年度から 令和4年度まで	17,056	国庫支出金 県費	3,854 13,202
ゆずりはら青少年自然の里の管理について協定を締結	66,914			令和3年度から 令和4年度まで	66,914	使用料 県費	6,600 60,314
科学館の管理について協定を締結	1,187,500	令和元年度から 令和2年度まで	594,198	令和3年度から 令和4年度まで	593,302	県費	593,302
科学館の管理について変更協定を締結	14,860			令和3年度から 令和4年度まで	14,860	国庫支出金 県費	1,205 13,655
県立図書館の管理について協定を締結	377,756			令和3年度から 令和6年度まで	377,756	国庫支出金 県費	1,085 376,671
八ヶ岳少年自然の家の管理について協定を締結	389,506	令和元年度から 令和2年度まで	190,763	令和3年度から 令和4年度まで	198,743	県費	198,743

自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	237,211	令和元年度から令和2年度まで	63,318	令和3年度から令和6年度まで	159,290	県費	159,290
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について変更契約を締結	4,027	令和2年度中	823	令和3年度から令和6年度まで	2,949	県費	2,949
組織犯罪対策システム機器等の賃借について契約を締結	144,173	令和2年度中	27,354	令和3年度から令和6年度まで	107,137	県費	107,137
警察本部通信指令システム機器等の賃借について契約を締結	1,118,219	令和2年度中	103,818	令和3年度から令和7年度まで	934,362	国庫支出金 県費	467,181 467,181

地方債の令和元年度末における現在高並びに令和 2 年度末  
及び令和 3 年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和元年度 末現在高	令和 2 年度末 現在高見込額	令和 3 年度中増減見込み		令和 3 年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普通債	545,248,660	553,162,519	60,120,000	41,212,498	572,070,021
(1) 土木	367,262,781	374,929,503	45,076,000	26,801,480	393,204,023
(2) 農林水産	105,357,378	104,485,783	9,026,000	8,077,031	105,434,752
(3) 教育	30,782,530	29,046,315	1,380,000	3,265,421	27,160,894
(4) 公営住宅	10,418,237	9,771,577	576,000	1,141,041	9,206,536
(5) 社会労働	13,054,851	14,188,216	983,000	666,461	14,504,755
(6) 衛生	89,000	88,852		3,293	85,559
(7) 庁舎	132,928	103,952		28,976	74,976
(8) その他	18,150,955	20,548,321	3,079,000	1,228,795	22,398,526
2 災害復旧債	5,608,242	7,072,127	1,226,000	577,790	7,720,337
(1) 土木	5,535,306	6,960,421	1,145,000	559,872	7,545,549
(2) 農林水産	69,051	108,570	81,000	17,168	172,402
(3) その他	3,885	3,136		750	2,386
3 その他	396,051,808	385,222,894	29,772,000	28,082,247	386,912,647
(1) 転貸債			4,000		4,000
(2) 減税補填債	3,121,696	2,478,664		571,518	1,907,146
(3) 臨時財政対策債	345,125,849	337,836,148	27,429,000	23,759,431	341,505,717
(4) 退職手当債	7,927,960	7,474,640		453,320	7,021,320
(5) 減収補填債(特例分)	14,640,056	14,073,963		686,093	13,387,870
(6) 病院債	25,236,247	23,359,479	2,339,000	2,611,885	23,086,594
合 計	946,908,710	945,457,540	91,118,000	69,872,535	966,703,005

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 27,105,000 千円を含む。